

佐賀県企業立地の促進に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年七月二十九日

佐賀県知事 古川 康

佐賀県規則第四十三号

佐賀県企業立地の促進に関する条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県企業立地の促進に関する条例施行規則（平成十七年佐賀県規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第五条第一号中「三億円」を「二億円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の佐賀県企業立地の促進に関する条例施行規則第五条第一号の規定は、平成二十三年三月一日以後に県又は市町と立地に係る協定を締結した者について適用する。